## インターネット接続サービス契約約款 現行

インターネット接続サービス契約約款 改正

(最低利用期間)

第9条

4

同軸 (HFC) サービスのマンション接続サービス110Mbpsコース、200Mbpsコースについては、最低利用期間はサービス提供を開始した日から起算して1年半とします。

- 5 最低利用期間内に契約 (第4項に定めるマンション接続サービスに限ります) の解除があった場合は、契約者は当社に対し、次項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。
- 6 第5項に定める解除料は、解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり1,310円を乗じた額とします。
- 7 ひまわり光パックAトリプル、ひまわり光パックAダブル、ひまわり光パックBトリプル、ひまわり光パックBダブル、ひまわり光パックCトリプル及びひまわり光パックCダブル、ひまわり光パック1ギガトリプル、ひまわり光パック500メガトリプル、ひまわり光パックCタブル、ひまわり光パック1ギガトリプル、ひまわり光パック500メガトリプル、ひまわり光パック」といいます)の最低利用期間は、各ひまわり光パックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月(以下「光パック契約締結月」といいます)から起算して3年間とします(以下ではこれら契約を「3年契約」といいます)。3年契約は、3年契約終了月の当月(36カ月目の月の1日から末日まで)、翌月(37ヶ月目の月の1日から末日まで)、翌月(37ヶ月目の月の1日から末日まで)、パック契約締結月から満3年(整数倍)の期間が終了する当月及び経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。なお、ひまわり光パック500メガトリプル及びひまわり光パック500メガトリプル及びひまわり光パック500メガゲブルは2021年8月31日を以て新規申込受付を終了しました。
- 8 最低利用期間内に、契約 (第7項に定めるひまわり光パックに限ります) の解除があった場合は、契約者は当社に対し、次項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。
- 9 第8項に定める解除料は、下記表に記載した額とします。

利用期間(満3年)			利用期間 (満3年)				
1~12ヶ月目	13~24ヶ月目	25~35ヶ月目	36~38ヶ月目	39~48ヶ月目	49~60ヶ月目	61~71ヶ月目	後
48,000円	36,000円	10,000円	契約更新月	48,000円	36,000円	10,000円	同姓

自動更新

- 10 ひまわり光10ギガサービス、光パック1ギガトリプル、光パックAトリプル、光パックAダブルの10ギガ 増速サービスについては、最低利用期間はサービスの提供を開始した日から起算して2年間とします。
- 11 最低利用期間内に、契約 (第10項に定める光パック1ギガトリプル、光パックAトリプル、光パックAダブルの10ギガ増速サービスに限ります)の解除があった場合は、契約者は当社に対し、次項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。
- 12 第11項に定める解除料は、解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり1,500円を乗じた額とします。

(最低利用期間)

第9条

- 4 インターネット接続サービスについては、加入時期に応じて取り扱いが異なります。詳細は以下のとおりです。
- (1) 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合
- (ア) 同軸 (HFC) サービスのマンション接続サービス110Mbpsコース、200Mbpsコースについては、最低利用期間はサービス提供を開始した日から起算して1年半とします。最低利用期間内に契約の変更又は解除があった場合は、契約者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、変更又は解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり1、310円を乗じた額とします。
- (イ) ひまわり光パックAトリプル、ひまわり光パックAダブル、ひまわり光パックBトリプル、ひまわり光パックOBダブル、ひまわり光パックCトリプル及びひまわり光パックCダブル、ひまわり光パック1ギガトリプル、ひまわり光パック500メガトリプル、ひまわり光パック500メガダブル(以下「ひまわり光パック」といいます)の最低利用期間は、各ひまわり光パックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月(以下「光パック契約締結月」といいます)から起算して3年間とします(以下ではこれら契約を「3年契約」といいます)。3年契約は、3年契約終了月の当月(36カ月目の月の1日から末日まで)、翌月(37ヶ月目の月の1日から末日まで)、翌々月(38ヶ月目の月の1日から末日まで)のように、光パック契約締結月から満3年(整数倍)の期間が終了する当月及び経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、契約者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、下記表に記載した額とします。2022年7月以降の更新月(37ヶ月目)にて解除料は廃止となります。

利用期間(満3年)					
1~12ヶ月目 13~24ヶ月目 25~35ヶ月目 36ヶ月				37ヶ月 更新月	38ヶ月
48,000円	36,000円	10,000円	解除	料がかかりま	せん

- (ウ) ひまわり光10ギガサービス、光パック1ギガトリプル、光パック $\Lambda$ トリプル、光パック $\Lambda$ ダブルの10ギガ増速サービスについては、最低利用期間はサービスの提供を開始した日から起算して2年間とします。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、契約者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、変更又は解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり1,500円を乗じた額とします。
- (2) 2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合
- (ア) 同軸 (HFC) サービスのマンション接続サービス110Mbpsコース、200Mbpsコースについては、最低利用期間はサービス提供を開始した日から起算して1年とします。最低利用期間内に契約の変更又は解除があった場合は、契約者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、料金表に規定する解除料とします。
- (イ) ひまわり光パックAトリプル、ひまわり光パックAダブル、ひまわり光パックBトリプル、ひまわり光パックBダブル、ひまわり光パックCトリプル及びひまわり光パックCダブル(以下「ひまわり光パック」といいます)の最低利用期間は、各ひまわり光パックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月から起算して2年間とします。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、契約者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、料金表に規定する解除料とします。

(インターネット接続サービスの休止)

第29条

契約者は、家屋の建て替え等、当社がやむを得ない事由が発生したと判断する場合にのみ、当社に届け出てインターネット接続サービスの利用を一定期間休止することができます。但し、この休止期間は、暦月の1日から末日までの1ヶ月を単位として1回につき12ケ月を限度とします。

(インターネット接続サービスの休止)

第29条

契約者は、家屋の建て替え等、当社がやむを得ない事由が発生したと判断する場合にのみ、当社に届け出てインターネット接続サービスの利用を一定期間休止することができます。但し、この休止期間は、暦月の1日から末日までの1ヶ月を単位として1回につき12ケ月を限度とします。

<u>ンター</u>	ネット接続サービス契約約款 変更点一覧	2022年6月30日
	インターネット接続サービス契約約款 現行	インターネット接続サービス契約約款 改正
	2 休止期間の料金として、月額400円(税込 440円)をお支払いいただきます。	2 休止期間の料金として、料金表に規定する金額とします。
	3 休止期間終了時、新規申込受付を終了したサービスを利用していた場合、会社は当該契約を終っとができるものとします。	7させるこ 3 休止期間終了時、新規申込受付を終了したサービスを利用していた場合、会社は当該契約を終了させることができるものとします。
	り支払い)	(料金等の支払い)
<b>第36条</b>	契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するイント接続サービス取扱所、金融機関において支払っていただきます。	第36条 契約者は、 <mark>別表に定める</mark> 料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する インターネット接続サービス取扱所、金融機関において支払っていただきます。
	0切分責任)	(契約者の切分責任) 第45条
<b>9</b> 45条	4 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。但し、債務者が自己に帰責事由のないことを記合はこの限りでない。	て、別表5 4 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記
別表 5	貸与機器 損害賠償金 同軸通信端末 25,000円(税込 27,500円) 光通信端末(10ギガ以外) 25,000円(税込 27,500円)	削除
	光通信端末(10キカ)       42,100円(税込 46,310円)         無線通信端末(親機)       9,048円(税込 9,952円)         無線通信端末(子機)       7,524円(税込 8,276円)         LAN集線装置(10キカ)       23,200円(税込 25,520円)	
寸則	無線LAN機器(Pod) 18,000円(税込 19,800円)	付則   12 この約款は、2022年6月30日より実施いたします。
	♪まわり光サービス)	料金表(ひまわり光サービス)
利用料金 インタ <sup>、</sup>	ーネット接続サービス□	利用料金  1 インターネット接続サービス□
-2 利用	料□	1-2 利用料□ サービス休止時の設備維持管理費 契約者ごとに 400円 (税込 440円)
		3 工事費・手続き費等
		3-1 工事費 新規契約時の工事費の分割払い※2022年7月1日以降に締結した契約より適用
		契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます(以下「分割払い」といいます)。消費税は工事実施日の税率が適用されます。  1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがありま
		す。 (1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 当社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他当社が不適当と判断したとき。
		2. 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、当社が別に定めるものとします。 3. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自ら
		これらの申立てをしたとき。 4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割 払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うもの とします。
		引込工事費 30,000円 (税込 33,000円)
		宅内工事費 実費
		機器設置調整費 18,000円 (税込 19,800円)

インターネット接続サービス契約約款 インターネット接続サービス契約約款 現行 改正 3-2 変更手続き費 ひまわり光パック手続き費 (ひまわり光パック契約変更及びひまわり光パックから通常サービスへの変更にかかる費用) 3,000円 (税込 3,300円) セットトップボックス (STB) 交換・撤去・台数追加手続き費 各3,000円 (税込 3,300円) 楽録・ブルーレイ搭載楽録手続き費 3,000円 (税込 3,300円) テレビコース・ネットプラン変更手続き費 各3,000円 (税込 3,300円) ルータ設置・交換手続き費 3,000円(税込 3,300円) 引込線変更作業費 5,000円 (税込 5,500円) 宅内機器変更作業費 3,000円 (税込 3,300円) ※ お客様の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。 ※ ご契約状況により、別途解除料が必要です。 3-3 解約費 引込線作業費用又は引込線撤去費 0円※1 サービス機器撤去・手続き費 0円※2 ※1 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合、5,000円 (税込5,500円) がかかります。 ※2 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合、3,300円(税込3,300円)がかかります。

4 解除料(2022年7月1日以降に締結した契約より適用)

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料
ひまわり光パックAトリプル	8,439円 (税込 9,282円)	2年間(24ヶ月)	
ひまわり光パック Aダブル	7,219円 (税込 7,940円)	2年間(24ヶ月)	
ひまわり光パックBトリプル	7,439円 (税込 8,182円)	2年間(24ヶ月)	4,000円
ひまわり光パック B ダブル	6,219円 (税込 6,840円)	2年間(24ヶ月)	4,000円
ひまわり光パックCトリプル	5,400円 (税込 5,940円)	2年間(24ヶ月)	
ひまわり光パックCダブル	4,180円 (税込 4,598円)	2年間(24ヶ月)	
マンション接続サービス 110Mbps	3,429円 (税込 3,771円)	1年間(12ヶ月)	3,000円
マンション接続サービス 200Mbps	4,572円 (税込 5,029円)	1年間(12ヶ月)	3,000円

5 貸与機器価格相当分

貸与機器	損害賠償金
同軸通信端末	25,000円(税込 27,500円)
光通信端末(10ギガ以外)	25,000円(税込 27,500円)
光通信端末(10ギガ)	42,100円(税込 46,310円)
無線通信端末(親機)	9,048円(税込 9,952円)
無線通信端末(子機)	7,524円(税込 8,276円)
LAN集線装置(10ギガ)	23,200円(税込 25,520円)
無線LAN機器(Pod)	18,000円(税込 19,800円)

ンターネット接続サービス契約約款 変更点一覧 インターネット接続サービス契約約款 現行	2022年6月30 インターネット接続サービス契約約款 改正
- 全表(同軸(HFC)サービス)	料金表 (同軸 (HFC) サービス)
J用料金 - インターネット接続サービス□	利用料金  1 インターネット接続サービス□
-2 利用料□	1-2 利用料□ サービス休止時の設備維持管理費 契約者ごとに 400円 (税込 440円)
	3 工事費・手続き費等 3-1 工事費 新規契約時の工事費の分割払い※2022年7月1日以降に締結した契約より適用
	契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます(以下「分割払い」といいます)。消税は工事実施日の税率が適用されます。  1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は念るおそれがあるとき。
	(2) 当社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他当社が不適当と判断したとき。 2. 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、当社が別に定めるものとします。 3. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の対益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自これらの申立てをしたとき。 4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うもとします。
	引込工事費 30,000円 (税込 33,000円)
	宅内工事費 実費
	機器設置調整費 18,000円 (税込 19,800円)
	3-2 変更手続き費 セットトップボックス (STB) 交換・撤去・台数追加手続き費 各3,000円 (税込 3,300円)
	楽録・ブルーレイ搭載楽録手続き費 3,000円 (税込 3,300円)
	テレビコース・ネットプラン変更手続き費 各3,000円 (税込 3,300円)
	ルータ設置・交換手続き費 3,000円 (税込 3,300円)
	引込線変更作業費 5,000円 (税込 5,500円)
	宅内機器変更作業費 3,000円(税込 3,300円)
	<ul><li>※ お客様の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。</li><li>※ ご契約状況により、別途解除料が必要です。</li></ul>
	3-3 解約費 引込線作業費用又は引込線撤去費 0円※1
	サービス機器撤去・手続き費 0円※2
	<ul><li>※1 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合、5,000円(税込5,500円)がかかります。</li><li>※2 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合、3,300円(税込3,300円)がかかります。</li></ul>
	4 解除料(2022年7月1日以降に締結した契約より適用)

ンターネット接続サービス契約約款 変更点一覧 インターネット接続サービス契約約款 現行	インターネット接続サービス契約約款 改正		
	サービス名称 月額利用料 最低利用期間 解除料		
	マンション接続サービス 110Mbps 3,429円 (税込 3,771円) 1年間 (12ヶ月) 3,000円		
	マンション接続サービス 200Mbps 4,572円 (税込 5,029円) 1年間 (12ヶ月) 3,000円		
	5 貸与機器価格相当分		
	貸与機器 損害賠償金		
	同軸通信端末 25,000円(税込 27,500円) 光通信端末(10ギが以外) 25,000円(税込 27,500円)		
	無線通信端末(親機) 9,048円(税込 9,952円)		
	無線通信端末(子機)       7,524円(税込 8,276円)         無線LAN機器(Pod)       18,000円(税込 19,800円)		
料金表(山間地域) 利用料金 1 インターネット接続サービス□ 1-2 利用料□	料金表(山間地域) 利用料金 1 インターネット接続サービス□ 1-2 利用料□ サービス休止時の設備維持管理費 契約者ごとに 400円(税込 440円)		
	3 工事費 ・手続き費等 3-1 工事費 新規契約時の工事費の分割払い※2022年7月1日以降に締結した契約より適用 契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、テめ当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます(以下「分割払い」といいます)。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 当社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他当社が不適当と判断したとき。 2. 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、当社が別に定めるものとします。 3. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保金差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立でをしたとき。 4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。 引込工事費 30,000円(税込 33,000円) 宅内工事費 実費 機器設置調整費 18,000円(税込 19,800円)		
	3-2 変更手続き費 セットトップボックス (STB) 交換・撤去・台数追加手続き費 各3,000円 (税込 3,300円)		
	楽録・ブルーレイ搭載楽録手続き費 3,000円 (税込 3,300円)		
	テレビコース・ネットプラン変更手続き費 各3,000円 (税込 3,300円)		
	ルータ設置・交換手続き費 3,000円 (税込 3,300円)		

ィ	ンター	・ネッ	ト接続サー	ビス契約約款	変更点一	覧

ノダ 一不 ツト 按続 サーヒス 契約 約款 後 史 点 一 寛 インターネット接続サービス契約約款 現行	インターネット接続サービス契約約款 改正		
2417	引込線変更作業費 5,000円	<i>,</i>	
	宅内機器変更作業費 3,000	円(税込 3,300円)	
	※ お客様の宅内設備の状 ※ ご契約状況により、別i	兄により、別途追加料金が発生する場合があります。 金解除料が必要です。	
	3-3 解約費		
	引込線作業費用又は引込線打	教去費 0円※1	
	サービス機器撤去・手続き費 0円※2		
		入契約を締結した場合、5,000円(税込5,500円)がかかります。 入契約を締結した場合、3,300円(税込3,300円)がかかります。	
	4 貸与機器価格相当分	Ling-tension A	
	貸与機器 同軸通信端末	<u>損害賠償金</u> 25,000円(税込 27,500円)	
	光通信端末(10ギガ以外)	25,000円(税込 27,500円)	
	無線通信端末(親機) 無線通信端末(発機)	9,048円(税込 9,952円) 7,524円(税込 8,276円)	
	無線LAN機器(Pod)	18,000円(税込 19,800円)	
	料金表(法人契約)		
	通則 (料金表の適用)		
	1 法人契約におけるインター	ネット接続サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれら 見定します。又、工事に関する費用は当社が別に定めるところにより適用し	
		売サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。 及び工事に関する費用によります。	
	利用料金 1 インターネット接続サービス 1-1 適用		
	利用料の適用については、約	わ款第32条(料金及び工事に関する費用)に定めるところによります。この り支払いを要する料金の額は、1-2(利用料)の規定の額とします。	
	(光i	ラン(実測最大300Mbps) 1 契約者回線ごとに 4,739円(税込 5,212円) 通信端末、無線通信端末(親機)レンタル料金を含みます。) レアカウント標準提供数 6個	
	カナわりルデルンフィデニ		
	(光通	/(16相当) 1 契約者回線ごとに 5,500円(税込 6,050円) 信端末、無線通信端末(親機)レンタル料金を含みます。) アカウント標準提供数 11個	
	(光通 メール ひまわり光10ギガ 1契約回約 (光通	信端末、無線通信端末(親機)レンタル料金を含みます。)	
	(光通 メール ひまわり光10ギガ 1契約回約 (光通	信端末、無線通信端末(親機)レンタル料金を含みます。) アカウント標準提供数 11個 泉ごとに 8,500円(税込 9,350円) 信端末、無線通信端末(親機)、LAN集線装置レンタル料金を含みます。)	
	(光通 メール ひまわり光10ギガ 1契約回 (光通 メール 2 付加機能サービス 2-1 適用 利用料の適用については、新	信端末、無線通信端末(親機)レンタル料金を含みます。) アカウント標準提供数 11個 泉ごとに 8,500円(税込 9,350円) 信端末、無線通信端末(親機)、LAN集線装置レンタル料金を含みます。)	

ネット接続サービス契約約款 変更点一覧 インターネット接続サービス契約約款 現行	インターネット接続サービス契約約款 改正
241.	コンテンツフィルターサービス 有害なホームページの閲覧を制限する機能を持ったアプリケーションを契約者のパソコンにインス ルし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
	ウイルスチェック・迷惑メール 対策サービス 電子メールに添付されるウイルスの駆除・迷惑な電子メールを制限する機能を利用で 合に適用します。
	セキュリティソフト(Aitainetウイルスバスター月額版サービス) ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケー、 を契約者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します
	セキュリティソフト(マカフィー® セキュリティサービス) ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーミ を契約者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します
	DHCPグローバルIPサービス 当社のDHCPサーバーより動的に配布するグローバルIPアドレスにより、インターネット接続 スを利用する場合に適用します。
	固定グローバル I P サービス 当社があらかじめ指定したグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用す に適用します。
	LAN接続サービス 当社があらかじめ指定したグローバルIPアドレス群により、インターネット接続サービスを利用 合に適用します。
	AitainetドメインサービスM 契約者があらかじめ指定した仮想ドメイン名(あらかじめ契約者が所有するドメイン名をいいま下同じとします。)に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄配信を行う機能をいいます。
	AitainetドメインサービスW/M 契約者があらかじめ指定した仮想ドメイン名(あらかじめ契約者が所有するドメイン名をいいまで同じとします。)により、情報ページを使用して当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積開を行う機能をいいます。また、仮想ドメイン名対して送られた電子メールを、当社に設置する情装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます
	マネージドVPNサービス 当社のVPNサービスエリア内において、契約者が指定する拠点間をV 続する場合に適用します。
	光パック1ギガトリプル限定10ギガ増速サービス 光パック1ギガの契約者に限り、10ギガへの増速を適用します。
	メッシュWi-Fiサービス 網目状に張り巡らされたWi-Fiネットワークを構築する宅内Wi-Fiサービスを適用します。
	2-2 利用料 メールアカウント追加サービス料金 コース毎の標準提供数まで 基本利用料に含む
	メールアカウント追加サービス料金 コース毎の標準提供数を超え1のメールアカウント毎に(標準と併せ最大50のメールアカウント)

500円 (税込 550円)

コンテンツフィルターサービス料金 1の契約毎に 300円(税込 330円)

インターネット接続サービス契約約款 変更点一覧	202	
インターネット接続サービス契約約款 現行	インターネット接続サービス契約約款 改正	
	ウイルスチェック・迷惑メール 対策サービス 1のメールアカウント毎に 基本利用料に含む	
	セキュリティソフト(Aitainetウイルスバスター月額版サービス) 1の契約毎に(別途利用規約にある台数まで)※一部のお客様に限ります。 419円(税込 460円)	
	セキュリティソフト (マカフィー® セキュリティサービス) 1の契約毎に (別途利用規約にある台数まで) 350円 (税込 385円)	
	DHCPグローバルIPサービス 1の契約者回線毎に(付与数 1IP) 500円(税込 550円)	
	固定グローバル I Pサービス 1の固定グローバルIPアドレス毎に 3,500円(税込 3,850円)	
	LAN接続サービス 1の契約者回線毎に 26,000円(税込 28,600円)	
	AitainetドメインサービスM 10のメールアカウント及び1GB まで 1,500円 (税込 1,650円)	
	AitainetドメインサービスW/M 情報ページの公開及び10のメールアカウント併せて2GBまで 2,000円 (税込 2,200円)	
	Aitainetドメインサービス共通 10のメールアカウントを超え10のメールアカウント毎に(最大100のメールアカウント) 1,500円(税込 1,650円)	
	Aitainetドメインサービス共通 基本容量を超え1GB 毎に 1,500円(税込 1,650円)	
	Aitainetドメインサービス共通 SSL証明書 800円(税込 880円)	
	Aitainetドメインサービス共通 Webデータベース 700円(税込 770円)	
	マネージドVPNサービス 1のVPN装置台数毎に 1,400円(税込 1,540円)	
	光パック1ギガトリプル限定 10ギガ増速サービス 1の契約者回線毎に 1,500円(税込 1,650円)	
	メッシュWi-Fiサービス 1の契約毎に(機器(Pod)は標準2台セット) 900円(税込 990円)	
	メッシュWi-Fiサービス機器 (Pod) 追加 1の機器毎に	
	500円(税込 550円)※メッシュWi-Fiサービスの加入が必要です。	
	※ご注意:利用料金、工事費は、加入促進の為割引することがあります。	

クーイット接続リーころ美術が、変更点一見 インターネット接続サービス契約約款 現行	インターネット接続サービス契約約款 改正		
	3 工事費 引込工事費 実費		
	宅内工事費 実費		
	機器設置調整費 実費		
	4 貸与機器価格相当分		
	貸与機器	損害賠償金	
	同軸通信端末	25,000円(税込 27,500円)	
	光通信端末(10ギガ以外)	25,000円(税込 27,500円)	
	光通信端末(10ギガ)	42,100円(税込 46,310円)	
	無線通信端末(親機)	9,048円(税込 9,952円)	
	無線通信端末(子機)	7,524円(税込 8,276円)	
	LAN集線装置(10+*)t)	23,200円(税込 25,520円)	
	無線LAN機器(Pod)	18,000円(税込 19,800円)	